

平成26年

三重県議会定例会会議録

(11月27日)
(第25号)

第25号
11月27日

平成26年

三重県議会定例会会議録

第 25 号

○平成26年11月27日（木曜日）

議事日程（第25号）

平成26年11月27日（木）午前10時開議

- 第 1 議員辞職の件
- 第 2 議提議案第 4 号
〔提案説明〕
- 第 3 議案第204号から議案第206号まで
〔提案説明〕
- 第 4 議案第158号から議案第206号まで並びに議提議案第 4 号
〔質疑、委員会付託〕
- 第 5 議案第204号
〔委員長報告、採決〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 議員辞職の件
- 日程第 2 議提議案第 4 号
- 日程第 3 議案第204号から議案第206号まで
- 日程第 4 議案第158号から議案第206号まで並びに議提議案第 4 号
- 日程第 5 議案第204号

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 49名

1	番	下	野	幸	助
2	番	田	中	智	也
3	番	藤	根	正	典
4	番	小	島	智	子
5	番	彦	坂	公	之
6	番	粟	野	仁	博
7	番	石	田	成	生
8	番	大	久保	孝	栄
9	番	東			豊
10	番	中	西		勇
11	番	濱	井	初	男
12	番	吉	川		新
13	番	長	田	隆	尚
14	番	津	村		衛
15	番	森	野	真	治
16	番	水	谷	正	美
17	番	杉	本	熊	野
18	番	中	村	欣	一郎
19	番	小	野	欽	市
20	番	村	林		聡
21	番	小	林	正	人
22	番	奥	野	英	介
24	番	今	井	智	広
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	辻		三	千宣
28	番	笹	井	健	司
29	番	稻	垣	昭	義

30	番	北川	裕之
31	番	館	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	青木	謙順
36	番	中森	博文
37	番	前野	和美
38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信
40	番	前田	剛志
41	番	舟橋	裕幸
43	番	三谷	哲央
44	番	中村	進一
45	番	岩田	隆嘉
46	番	貝増	吉郎
47	番	山本	勝
48	番	永田	正巳
49	番	山本	教和
50	番	西場	信行
51	番	中川	正美
(23)	番	欠	(員)
(52)	番	欠	(員)
(42)	番	欠	(番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥井隆男
書記(事務局次長)	青木正晴

書 記 (議事課長)	米 田 昌 司
書 記 (企画法務課長)	佐々木 俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔 裕 行
書 記 (議事課班長)	上 野 勉
書 記 (議事課主査)	松 本 昇

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	竹 内 望
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	高 沖 芳 寿
地域連携部長	水 谷 一 秀
農林水産部長	橋 爪 彰 男
雇用経済部長	廣 田 恵 子
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝 治
健康福祉部子ども・家庭局長	西 城 昭 二
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	世 古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森 下 幹 也
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	小 林 潔
病院事業庁長	大 林 清

会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長 教 育 長	前 田 光 久 山 口 千代己
公安委員会委員 警 察 本 部 長	山 本 進 大 賀 眞 一
代表監査委員 監査委員事務局長	福 井 信 行 小 林 源太郎
人事委員会委員 人事委員会事務局長	竹 川 博 子 速 水 恒 夫
選挙管理委員会委員	高 木 久 代
労働委員会事務局長	前 鳶 卓 弥

午前10時0分開議

開 議

○議長（永田正巳） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（永田正巳） 日程に入るに先立ち、報告いたします。
議提議案第4号並びに議案第204号から議案第206号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、さきに提出されました議案第174号、議案第182号、議案第183号及び議案第192号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書とおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、11月21日までに受理いたしました請願3件は、お手元に配付の文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受け付け状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。以上で報告を終わります。

追 加 提 出 議 案 件 名

議案第204号 平成26年度三重県一般会計補正予算（第6号）

議案第205号 平成26年度三重県一般会計補正予算（第7号）

議案第206号 損害賠償の額の決定及び和解について

議提議案第4号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

議提議案第4号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

平成26年11月27日

提 出 者 東 豊
稲 垣 昭 義
北 川 裕 之
服 部 富 男
前 野 和 美
水 谷 隆
三 谷 哲 央

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

(三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の二百二・五」を「百分の二百十七・五」に改める。

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の百八十七・五」を「百分の百九十五」に、「百分の二百十七・五」を「百分の二百十」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「新条例」という。）第九条第二項の規定は、平成二十六年十二月の期末手当から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第一条の規定による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第九条第二項の規定に基づいて平成二十六年十二月に支給された期末手当は、新条例第九条第二項の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

人 委 第 138 号

平成26年11月21日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条の規定による条例に対する意見について

平成26年11月21日付け三議第124号でお尋ねのありました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第174号 職員の配偶者同行休業に関する条例案

議案第182号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第183号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第192号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

別 紙 1

職員の配偶者同行休業に関する条例案に対する人事委員会の意見

職員の配偶者同行休業に関する条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員が配偶者の海外勤務等に同行する場合の休業に関し必要な事項を定めるものであり、適当と認めます。

別 紙 2

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する
条例案に対する人事委員会の意見

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案第3条及び第4条は、特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正及び本委員会が本年10月15日に行った職員の給与に関する勧告等に鑑み、教育長の期末手当の支給割合について所要の改正を行うものであり、適当と認めます。

別 紙 3

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委
員会の意見

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、本委員会が本年10月15日に行った職員の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について所要の改正を行うものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

健康福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 54	<p>(件 名) 子ども医療費窓口無料化について</p> <p>(要 旨) 子ども医療費助成制度について、償還払い方式をやめ、窓口無料化を実施するよう求める。</p> <p>(理 由) 三重県では、現在、子ども医療費助成制度の対象年齢が小学校卒業まで拡大され、子育て中の世帯の経済的負担が減り、大変喜ばれている。 しかし、三重県の子ども医療費助成制度では、医療機関の窓口でいったん医療費を支払い、2～3ヶ月後に口座振り込みされる償還払い方式となっており、子育て中の世帯にとって、医療費の窓口での支払は、大きな負担となっている。 少子化が進む我が国では、安心して子どもを産み育てることができる環境整備が求められ、全国では、既に37都府県で窓口自己負担分を全額負担しなくてもよい窓口無料（現物給付）制度を実施しているが、東海地方では、唯一三重県だけが窓口無料化を実施していない。また、厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は過去最悪を更新し、16.3%となっている。</p> <p>私たちは、三重県の子ども医療費助成制度をいっそう充実させ、子育て中の世帯が経済的負担を心配せず、安心して医療を受けられるよう、三重県でも子ども医療費の窓口無料化の実現を願っている。</p>	<p>津市観音寺429 13 三重県保険医協会 会長 渡部 泰和</p> <p>(紹介議員) 石 田 成 生 森 野 真 治 小 野 欽 市 小 林 正 人 今 井 智 広 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義 青 木 謙 順 中 森 博 文</p>	26年・11月
請 55	<p>(件 名) 子ども医療費助成制度の対象年齢について</p> <p>(要 旨) 子ども医療費無料化の対象年齢を義務教育終了(中学校卒業)時まで拡大するよう求める。</p>	<p>津市観音寺429 13 三重県保険医協会 会長 渡部 泰和</p> <p>(紹介議員) 石 田 成 生</p>	26年・11月

	<p>(理 由)</p> <p>三重県では、子ども医療費助成制度の対象年齢が小学校卒業まで拡大された。そのご尽力に対し、心から敬意を表する。</p> <p>少子化が進む我が国では、安心して子どもを生育てることができる環境整備が求められている。また、厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は過去最悪を更新し、16.3%となっている。</p> <p>中学生は、病気だけでなく、怪我なども多いことから、私たちは、子育て中の世帯が経済的負担を心配せず、安心して医療を受けられるよう、子ども医療費の助成対象年齢の義務教育終了（中学校卒業）時までの拡大の実現を願っている。</p>	<p>大久保 孝 栄 森 野 真 治 小 野 欽 市 小 林 正 人 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義 青 木 謙 順 中 森 博 文</p>	
--	---	--	--

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 56	<p>(件 名)</p> <p>私学助成について</p> <p>(要 旨)</p> <p>(国庫補助の充実)</p> <p>1 公私間の教育費の保護者負担格差を解消するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに助成額を大幅に増額し、私立小・中・高等学校の経常費二分の一助成を早期に実現していただきたい。</p> <p>(県費補助の充実)</p> <p>2 上記の国の補助に加えて、私立小・中学校への県費の上乗せを実現していただきたい。また、私立高等学校への県費の上乗せ増額を実現していただきたい。</p> <p>(理 由)</p> <p>私学助成については、平素から格別の御尽力を賜り深く感謝申し上げます。</p> <p>子どもは、私学各校それぞれの建学の精神に基づく特色ある教育に魅かれ、私学に子どもを学ばせている。</p> <p>しかしながら、私学に子どもを学ばせている保護者にとって、公私間の教育費負担の格差は極め</p>	<p>三重県津市上浜町一丁目293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校保護者会連合会 会長 前川 賢一 ほか20名</p> <p>(紹介議員)</p> <p>大久保 孝 栄 中 西 勇 小 林 正 人 今 井 智 広 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義 津 田 健 児</p>	26年・11月

<p>て大きく、とりわけ入学時納付金の格差が大きく、高額であり、私学に学ばせることを望む保護者にとって高い障壁になっている深刻な問題である。</p> <p>将来を担う子どもたちの教育にとって、多様な教育方針の中から自由に選択することができるような教育環境を、今後ますます整えて欲しいものと切に願っている。</p> <p>国の教育振興基本計画には「私学助成その他の総合的な支援」と「学校法人に対する経営支援」が明記されているところであり、これらのことをご理解いただき、私ども保護者が子どもを安心して私学に学ばせることができるよう特段の御理解と御高配をお願い申し上げます。</p> <p>以上、請願の趣旨について、貴議会において採択いただき、私学助成の充実を求める意見書を国会及び政府に対し提出していただきたく、また、小・中学校への県費の上乗せ及び高等学校への県費の上乗せの増額を実現していただきたく、ここに請願する。</p>		
---	--	--

議 員 辞 職 の 件

○議長（永田正巳） 日程第1、議員辞職の件を議題といたします。

中川康洋議員から議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。中川康洋議員の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認めます。よって、中川康洋議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

議 提 議 案 の 上 程

○議長（永田正巳） 日程第2、議提議案第4号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（永田正巳） 提出者の説明を求めます。北川裕之議員。

〔30番 北川裕之議員登壇〕

○30番（北川裕之） ただいま議題となりました議提議案につきまして、提出者を代表いたしまして提案説明申し上げます。

議提議案第4号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は、一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、所要の改正を行うものであります。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

よろしく御審議いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永田正巳） 以上で提出者の説明を終わります。

追 加 議 案 の 上 程

○議長（永田正巳） 日程第3、議案第204号から議案第206号までを議題といたします。

提 案 説 明

○議長（永田正巳） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

それでは、ただいま上程されました補正予算2件、その他議案1件、合わせて3件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第204号の一般会計補正予算は、衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙等を執行するための経費として10億1377万円を計上するものです。補正予算に要する財源としては、全額、国庫支出金を計上しています。

議案第205号の一般会計補正予算は、県議会議員の期末手当について751万7000円を増額するとともに、県立学校の運動場において発生した事故の損害賠償金等を支払うため564万3000円を計上するもので、合わせて1316万円を

計上しています。補正予算に要する財源としては、財政調整基金繰入金983万5000円及び諸収入332万5000円を計上しています。

議案第206号は、損害賠償の額の決定及び和解をしようとするものです。以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永田正巳） 以上で提出者の説明を終わります。

休 憩

○議長（永田正巳） 議案聴取会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前11時9分開議

開 議

○議長（永田正巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

○議長（永田正巳） 日程第4、議案第158号から議案第206号まで並びに議提議案第4号を一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。39番 日沖正信議員。

〔39番 日沖正信議員登壇・拍手〕

○39番（日沖正信） 失礼をいたします。このたび議案質疑の機会をいただきました、新政みえ、いなべ市・員弁郡選出の日沖正信でございます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

急な予期せぬ衆議院の解散となりまして、私たち議会を取り巻く環境にも様々な事柄や影響があるようでございます。皆様大変、その関係もあってお疲れの部分もあるようでございまして、御慰労も申し上げながら粛々と穏やかに質疑を進めていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたしたいという

ふうに思います。

私は、このたびの議案第175号三重県地域医療介護総合確保基金条例案に関しての質疑を行わせていただきます。

まず、この基金条例は、今年6月に成立いたしました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合確保推進法の方針を受けて策定した三重県計画の事業を遂行していくための経費に充てる新たな基金でありまして、消費税増税分を活用したものであるということでございます。

今議会上に上程されました平成26年度の補正予算案には、まず、医療に関する56本の事業費予算が計上されておりまして、同基金による事業がスタートしようとしているところでございます。

このもととなる医療介護総合確保推進法は、今後さらに高齢化が進む中においては持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革は不可欠として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じて、地域医療及び介護の総合的な確保を推進するために整備されたものとのことでありますけれども、将来の医療や介護サービスの提供体制が大きく変化し得るものでもありますことから、私たちは、このたびの改革は重大なものであることの認識をしっかりと持ち、今後この基金でどのような事業が行われていくのか、また、県や市町の役割や、医療、介護の環境がどのように変わり、県民生活にどう影響していくのかをしっかりと注視していく必要がございます。

この法律が成立する過程の議論においても、介護の要支援者向けサービスが市町村事業へ移管されることについて、サービスの低下につながるのではないかと懸念が示されたり、また、市町や事業所等の現場では法律に沿った十分な体制が果たしてできるのだろうかとの戸惑いや不安もあるようですし、県がこれから進める、例えば回復期病棟転換事業などにおいても、回復期リハビリテーション病床への転換が果たして構想どおりに絵に描いたようにいくのかどうか、利用者ニーズにそぐうものなのかどうかなどの疑問も

あったりして、なおさら今後の事業の推移を慎重に見つつ、県民のためによりよい医療、介護の環境整備が図られていっているのかをしっかりと確かめていく必要があるというふうに思っております。

しかしながら、法律の方針に基づき、これから進められようとしている新制度の医療、介護の全容は多岐にわたり、複雑な部分もございますので、なかなかイメージできるものでもありません。私もさらにこれから詳細を把握するように努めていかなければならないとは思っているところではございますけれども、そこで、今日の議案質疑におきましては、まず、基本についてだけ見解を聞かせていただきたいというふうに思います。

いよいよ新たな法律に基づいた基金による三重県計画の事業を始められようとされておられます。このたびの医療及び介護の総合的な確保に関する基本の考え方にございます地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築が、このたびの基金による事業を推進していくことによって本当に確かにしっかりと図られていくことになるのか、基金条例案の考え方に関係して、まず、お聞かせを願いたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 医療介護総合確保推進法及びこれに基づきます三重県地域医療介護総合確保基金条例、この創設に伴う今後の取組についてお答え申し上げます。

地域におけます効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築を果たしていくためには、県として関係者の意見を踏まえ、将来の目指すべき構想を描くとともに、その実現に向けた事業を確実に実施していくことが必要と考えております。

本年6月に成立しました医療介護総合確保推進法におきましては、医療、介護の総合的な確保を図るため地域医療構想（ビジョン）の策定や、新たな財政支援制度の創設などが盛り込まれました。

県としましては、国から示される方針を踏まえつつ、来年度より医療機関

から報告されたデータなどをもとに将来の医療需要を算出するとともに、これらのデータを念頭に置いて、医療関係者、介護関係者、地域住民、地方自治体等々により協議の場において意見交換を行いながら、当然そこで不安の解消、もしくは各事業者のニーズも丁寧に拾いながら、また、地域包括ケアシステムとの連携も考慮して、地域の実情に応じた地域医療構想を策定していく予定でございます。

その上で、平成27年度以降につきましては、地域医療構想を実現するため関係団体や県内の有識者等と協議を重ねながら、この基金を効果的に活用して事業を進めてまいりたいと考えております。

こうした取組によりまして、県民の皆様が安心して地域で暮らすことができるよう、効率的で質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムの構築を図ってまいります。

以上です。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） どうもありがとうございました。

今後、事業者のニーズも踏まえながら、また、関係者の声も踏まえながら進めていくと聞かせていただいたところでございまして、私どももとにかく今後さらに進んでいく中で、詳細をもっとしっかりと把握しながらいかなければならないということの必要性も痛感しております。また、これから担当いただく常任委員会でもより具体的な議論が行われることも期待いたしておりますので、再質問まではさせていただきますけれども、とにかく基本は、利用者にとって、また、県民にとってよりよいサービスにつながる環境を構築していくことが行政の使命でもございますので、医療負担の軽減とか介護保険の負担軽減ありきの改革ではというような、正直そういう捉え方もされておられる部分も現にあることも踏まえながら、市町や現場の事情にもしっかり気を配りながら丁寧に進めていかれることをこの機会に要望させていただきたいと思っております。

それと、この質問にあわせてもう一つ聞かせていただきますけれども、同

基金を活用して事業を実施していく上での体制についてということでございますが、この基金による事業について、今年平成26年度は医療分野だけ一部先行してのスタートであるようでございますけれども、来年27年度からは地域医療ビジョンの策定によってよりきめ細かく具体的な事業を進めることになろうというふうにも思われますし、また、あわせて来年からは介護の分野の事業も進められることとなってまいりますので、医療と介護の連携とか、また、市町の取組への相談や指導など、県において新たな業務の負担が著しく増大することも想定されます。

まして、今後、基金による事業を進めるための三重県計画を毎年策定して上げていかなければならないことなども考え合わせますと、人員の配置見直しも含めて相当な体制の充実というものがある程度不可欠ではないかなというふうに率直に思わせていただいておりますけれども、県民の安全・安心のためにこの改革による取組をしっかりと進めていくために、体制の充実というものについてどのように必要性を考えておられるか、この機会にこれもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

よろしくお願いたします。

○健康福祉部医療対策局長（佐々木孝治） 介護事業につきましては来年度以降という形になろうかと思っておりますけれども、いずれにしましても、基金を活用しました医療、介護の総合的な確保に資する事業を円滑に実施していくために、今後、地域医療構想の策定、その実現に向けた地域における協議の場の設置運営、地域における各種調整、基金事業に係ります計画の策定やその執行管理等を行っていく必要があると考えております。

県としましては、こうしたことを進めていく上で必要な業務執行体制のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔39番 日沖正信議員登壇〕

○39番（日沖正信） 必要な業務運営をしていく体制について検討していく必要があるというふうな見解を今いただいたというふうに解釈しますが、

ぜひ、もちろん限られた人員の中で体制を、人員配置とか体制の改革とか、なかなか思うようにいかないことは重々わかっております。しかし、この医療、介護という重要な分野の中で、我々もしっかりと受けとめなければなりませんけれども、大きな転換が図られていくことになり、行く方向によっては県民にとってどう捉えられるかというところも裏腹に含んでおるといふうに私は思っておりますので、ぜひ、しっかりと県民ニーズに沿った取組が円滑に進んでいくように、年度途中の時点でどうということは言えないかわかりませんが、来年度以降、相当、内容、業務がさらに増えてくる中で、しっかりと体制強化充実の部分については御検討をいただきたいというふうな要望をもう一度させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。以上で質疑を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（永田正巳） 7番 石田成生議員。

〔7番 石田成生議員登壇・拍手〕

○7番（石田成生） 自民みらい会派、石田成生でございます。

議案第158号のうち源泉所得税等の徴収不足について、幾つか確認をさせていただきます。

これは、過去において県が発注した委託先に払った委託料の所得税をその委託先が税務署に申告納税していて、税務署としてはほぼ正しくいただいていたけれども、この流れが違おうと。県が委託料を払うときに既に源泉として預かっておいて、それを税務署に支払わなければならなかったのをルートが違った。

税務署側としては、これは漏れがあったらわかりませんが、ちゃんと支払ってもらっていたとして、同じ額が入っているので、税務署側としては変わりないんだけど、右手でもらったのか左手でもらったのかという違いで、でも、それはルールが違うんだからもう一回流れを戻しなさいということに対して補正予算が組まれ、4500万円ぐらい、その本税以外にも370万円ぐらいの延滞税と不納付加算税が入っていると。

こういう認識なんです、入っているところにはちゃんと入っていて、ただ流れが違ってそれを正しなさいというふうに理解をしますが、そういう認識で間違いないかどうか、まずは確認をさせていただきます。

答弁をお願いします。

○会計管理者兼出納局長（中川弘巳） 手続でございます。まず、所得税法第6条の規定によりまして、県は源泉徴収義務者として、所得税法第204条等で定める給与や報酬等にかかる所得税等の源泉徴収を行う義務がございます。

今回、源泉徴収不足となった所得税については、県から税務署へは未納となっておりますが、税務署からすれば、個人事業主等の方が確定申告をされることで、源泉徴収がなされていなくても所得税は納められていることになります。

しかしながら、税務署からの通知に従いまして源泉所得税等の自己点検を実施した結果、徴収不足が確認されましたので、所得税法第204条及び第222条等の規定によりまして、県は源泉徴収義務者として源泉徴収から手続をやり直す必要がございます。

以上でございます。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） そういうことなんだということですね。それで、どうして、県が委託料から源泉徴収してというルールになっているのにそうしてこなかったのか、どうしてそうになっていたのか、それから、いつからその状態にあったのか、そして、他の都道府県、市町村の状態はどうだったのか、把握しておられるのなら教えてください。

○会計管理者兼出納局長（中川弘巳） まず、発生の原因でございます。原因は、委託料や役務費等は源泉徴収が不要であると誤認するなど、源泉徴収事務に関する職員の認識が不足していたことや、事業所名等から源泉徴収の必要がない法人と誤認したことが主な原因と考えております。

その徴収不足の期間でございます。自己点検による調査対象期間は、税務署からの通知に従いまして、時効消滅前の過去5年間分として平成22年1月

1日から平成26年8月31日までの期間でございまして、この間において徴収不足が発生いたしております。

3点目の全国の状況でございます。今回の自己点検は全国の各国税局管内で実施されているものでございまして、現在、半数を超える道府県で本県と同様に徴収不足があったという結果が公表されています。

また、県内市町におきましても、現在10市町において徴収不足が公表されております。

以上でございます。

〔7番 石田成生議員登壇〕

○7番（石田成生） そうすると、いつからかというわからないぐらい前からということですよ。わからないからいつからとは言えへんけれども、少なくとも5年以上前から。そして、全国的に半数以上がこのような状態にあったらと思う。それだけの量があって税務署もどうして気がつかなかったのかと思うので、この状態に至ったのは、取る側にも一定の責任があるんじゃないかなと思います。過去を見ると確かにルールどおりにはやらなかったというのはよくないことではありますけれども、前を向くとちゃんと入っているわけですから問題ないようなことなので、これをもって三重県で四百八十数件も、もう一回お金の流れを変えなさいと。議案説明のときに、事業者には負担はありませんかと、金銭的に負担はないものの、いろんな手続等々、委託業者は税務署にこういう理由でこれだけ返してくださいという手続をしないと返ってこないわけですよ。県はその業者にもらいに行くわけですから、金銭的負担はないものの人数とか手間とか合わせると膨大なものになるんだろうと思うので、これはここで言っただけで仕方がないですが、もっと違う処理の仕方でもよかったんじゃないかと。

それに、これは今後毎年毎年こういう問題が出てくるものでもなくて、過去にもこういう話は出なくて、今年一回出て、これから将来は出てこないような話なので、そういう処理があってもよかったんじゃないかなと感想として申し上げておきます。

あと、一つだけ、今回の当局からお出しいただいた資料の中でちょっとわかりにくい表現がございましたので、今後工夫をいただきたいということだけ申し上げておきますが、徴収不足等を納付するための百数万円を計上していますと。これはいいんですが、徴収不足等を納付するための経費としてという書き方をされておると、納付しなかった額そのものじゃなくてそれに係る経費だけのようなとられ方をする表現がありましたので、ちょっとわかりにくいのでお気をつけていただけるとありがたいなと思います。

いずれにしても、これは三重県でどうせえとかこうせえとかいう問題ではなさそうなので、現状の確認だけをさせていただきましたが、委員会等の慎重審議をお願いして質疑を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（永田正巳） 以上で、議案第158号から議案第206号まで並びに議提議案第4号に関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（永田正巳） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第158号から議案第206号まで並びに議提議案第4号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
174	職員の配偶者同行休業に関する条例案

179	三重県スポーツ推進条例案
203	三重県立熊野古道センターの指定管理者の指定について

戦略企画雇用経済常任委員会

議案番号	件名
180	三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件名
202	三重県総合文化センターの指定管理者の指定について

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件名
176	三重県民生委員定数条例案
177	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例案
178	三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例案
188	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
189	三重県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例案
190	認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案
200	公立大学法人三重県立看護大学第二期中期目標について
201	三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
181	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
195	工事請負契約について（一般国道422号（八知山拡幅）道路改良（新八知山トンネル（仮称））工事）
196	工事請負契約について（一般県道亀山安濃線道路改良（鹿島橋橋梁上部）工事）
197	工事請負契約について（中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）松阪浄化センター中央監視制御設備改築工事）
198	工事請負契約の変更について（消防救急デジタル無線（共通波）整備工事）
199	工事請負契約の変更について（一般国道260号（南島バイパス）道路改良（2号トンネル（仮称））工事（分－1））

教育警察常任委員会

議案番号	件名
206	損害賠償の額の決定及び和解について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
158	平成26年度三重県一般会計補正予算（第5号）
159	平成26年度三重県県債管理特別会計補正予算（第1号）
160	平成26年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）
161	平成26年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

162	平成26年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算（第1号）
163	平成26年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
164	平成26年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
165	平成26年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
166	平成26年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
167	平成26年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
168	平成26年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
169	平成26年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）
170	平成26年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
171	平成26年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
172	平成26年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）
173	平成26年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）
175	三重県地域医療介護総合確保基金条例案
182	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
183	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
184	現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
185	三重県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
186	三重県手数料条例の一部を改正する条例案

187	三重県県税条例の一部を改正する条例案
191	三重県都市公園条例の一部を改正する条例案
192	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
193	県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
194	当せん金付証票の発売について
204	平成26年度三重県一般会計補正予算（第6号）
205	平成26年度三重県一般会計補正予算（第7号）
議提4	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

先議議案の審査期限

○議長（永田正巳） この際、お諮りいたします。議案第204号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、3時間以内に審査を終えるよう、期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

休 憩

○議長（永田正巳） 予算決算常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。
午前11時35分休憩

午後1時25分開議

開 議

○議長（永田正巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（永田正巳） この際、報告いたします。

付託議案の審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
204	平成26年度三重県一般会計補正予算（第6号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成26年11月27日

三重県議会議長 永田 正巳 様

予算決算常任委員長 稲垣 昭義

委 員 長 報 告

○議長（永田正巳） 日程第5、議案第204号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。稲垣昭義予算決算常任委員長。

〔稲垣昭義予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（稲垣昭義） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第204号平成26年度三重県一般会計補正予算（第6号）につきましては、本日、該当の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（永田正巳） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（永田正巳） これより採決に入ります。

議案第204号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田正巳） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第204号の可決に伴い、計数を整理する必要が生じたので、会議規則第35条の規定により、議案第204号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田正巳） 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

明28日は定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（永田正巳） 本日はこれをもって散会いたします。

午後1時27分散会